

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730004

研究課題名(和文) フランス不当利得制度の研究—仏独私法の邂逅に関する比較法的事例研究

研究課題名(英文) Unjust Enrichment in French Law: A Comparative Legal Study on the Interaction between French Law and German Law.

研究代表者

齋藤 哲志 (SAITO TETSUSHI)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：50401013

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランス法上の不当利得制度について、その生成の瞬間を描出し、私法史上の画期として提示する。19世紀における仏独私法の邂逅を機縁とする新たな理論が取引社会の具体的要請と切り結んだことが論証された。同制度は一般的体裁に反して適用範囲において狭隘であるが、この点についても、特異な生成過程および他の諸制度との関係から説明が与えられる。以上の知見は、現代における利得返還法への展望を開くものでもある。

研究成果の概要(英文)：This research aims at describing the formation of the general theory of unjust enrichment, which was an epoch-making event in the history of French civil law. An encounter of French law with German law in the 19th century produced a new theory and enabled to draw out requirements of the civil society at the time. This fact explains limited and narrow field of application of unjust enrichment in France. Results of the historical research will also give new views on contemporary law of restitutions.

交付決定額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 1,500,000 | 450,000 | 1,950,000 |
| 2010年度 | 1,100,000 | 330,000 | 1,430,000 |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 2,600,000 | 780,000 | 3,380,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：フランス法、不当利得、*action de in rem verso*、コンディクチオ、19世紀法学史

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 研究代表者の従来の研究

研究代表者は、フランス私法の特徴の一つである「契約の消滅局面における裁判の介在」を検討対象とし、この視角から、フランス法における返還(*restitutions*)の諸制度に関する研究を公にしていた。本研究との関係では、無効・取消には意思表示では足りず裁判上での訴えを要すること、および、無効・取消訴権はその後の返還関係をも内包するこ

と、が重要な前提となる。すなわち、不当利得制度のうちいわゆる「給付利得」の類型は、契約消滅後の原状回復[＝狭義の*restitutions*]の一環として遇され、狭義の不当利得法の範疇には含まれない。この点は、フランス債権法の構造把握に必須であるが、必ずしも従来明確には指摘されてこなかった。

## (2) 本研究の着眼

本研究は、この認識の延長上に位置づけられる。すなわち、「給付利得」を対象とし

ないフランス法上の不当利得制度は、日本法上のそれと法技術として表面的には似通っていても、適用場面の狭隘さ、さらに、要件・効果両面での使い勝手の悪さを鑑みれば、単なる制度の記述ではその内実を分析したことにならないのではないか。アプローチの刷新を要するであろう。本研究の企図は、フランス不当利得制度の生成を促した「取引社会の具体的要請」と、これを理論的に媒介した「仏独私法の邂逅」とを検討対象とし、同制度を新たな史的象徴として描出し直すことにあった。終極的には、ドイツのそれに比して立ち後れたフランス法の不当利得制度研究について、確固とした立脚点を構築し、フランスにおける返還法の体系的解明の礎を築くことが目指された。

## 2. 研究の目的

### (1) 《目標①》取引社会の具体的要請の構造的把握

フランス法上の一般的な不当利得返還訴訟である *action de in rem verso* [誤解を避けるべく「転用物訴訟」という訳語を用いない] は、法典上の制度ではなかった。ローマ法上の「転用物訴訟 (*actio de in rem verso*)」を遠く淵源とするこの訴訟は、19世紀の取引社会において再発見される。この訴訟を一般化した1892年の破毀院判決 [Cass. Req., 15 juin 1892, S. 1893, I, 281, 当事者名から「ブーディエ判決」と称される] に典型的に見られる、信用に関する構造的問題を背景とした。土地の賃貸借の場面で、所有権者は契約を消滅させ、物権的に物を取戻すことで賃借人の信用不安に対処することができる。この局面で、賃借人と取引した債権者への対抗手段の付与が模索される。転用物訴訟に原イメージを有する *action de in rem verso* は、債権者が、第三者である所有権者に債務の履行を請求することを可能とした。ここから、代表者は、この訴訟は、信用供与者が、水平的な取引関係に物権的な権限を行使して垂直的に介入する事態を掣肘する機能を果たす、という仮説を提示した。

### (2) 《目標②》 *action de in rem verso* をめぐる仏独私法邂逅の具体相の解明

他方、代表者は、*action de in rem verso* の再定位は、仏独私法学の邂逅を機縁として実現されたと想定した。後述するように、仏民法典適用地域における一普通法学説が、19世紀後半に仏語に翻訳されたという事実が極めて重要な意義を帯びる。*action de in rem verso* の再発見は、この学説史上の画期の副産物だったのではないか。また、同時代の学説・判例は、訴訟名称や具体的な要件において一定ではなく、いくつかの拮抗するモデル

の存在を示唆する。判例法による選択、およびその際の学説への依拠を仔細に検討することで、《目標①》によって解明されるべき事項との理論的整合を模索し、(本来転用物訴訟と訳されるはずの *action de in rem verso* の名を冠された)「一般的不当利得訴訟の成立」というフランス私法史上の一大事件を理論的に再把握することが目標とされた。

## 3. 研究の方法

### (1) 《目標①》について

ローマ法上の転用物訴訟は、大略以下のような事例に対応する。ローマの取引社会において、財産を有する者 [以下「主人」] から、これに仕える者 [以下「家子・奴隷」] に対して一定の資産が供与されたとする。後者が信用不安に陥ると、主人は、自らに留保された資産上の権利に基づいて、供与した資産を取戻そうとする。これに対して、家子・奴隷と取引した者は、自らの債権を主張し得ない。しかし、転用物訴訟によれば、第三者である主人に債務を履行させることが可能となる。別様に表現すれば、*action de in rem verso* は、家子・奴隷との間の取引に主人が物権を用いて介入する事態への第三者からの対抗手段である。主人からの信用は何時でも巻き戻しうるものとして供与されている。この巻き戻しに対する法の評価が *action de in rem verso* の許否を分ける。民法典はこの訴訟を持たなかったにもかかわらず、19世紀の判例は、この訴訟を許容した。ブーディエ判決にも垣間みられる社会の具体的要請の内実を、網羅的かつ丹念な裁判例調査に基づいて、構造的に抽出することが求められる。

その際には、実定法内在的な視点も重要となる。すなわち、当時のフランス法上の利得返還制度のカタログが当該諸問題を解決し得ず、*action de in rem verso* を必要とせざるを得なかったことを論証しなければならない。

### (2) 《目標②》について

ではそもそも、ローマ法上の *action de in rem verso* は、いかなる形で再発見されたのであろうか。既述のとおり、代表者は、*action de in rem verso* の一般化が、ドイツ法学によって促されたという事実に着目した。ドイツ普通法学の息吹をフランスへ伝えたのは、注釈学派の方法を更新したオーブリーとロー [Charles AUBRY et Charles Frédéric RAU, 以下「オーブリー&ロー」] であった。その体系書は、ハイデルベルグ [仏民法典適用地域] において、成立したばかりのフランス民法典について、ドイツ普通法学の観点から体系的に講じたツァハリエ [Karl Salomo ZACHARIÄ] の著書の翻訳から出発した。19世紀法学史を

塗り替えたこの訳業こそが、フランス版 *action de in rem verso* を生み出す。その内実を鮮明に描き出すべく、「オーブリー&ローおよびツァハリエの体系書の各版の比較照合」を實踐した。さらにドイツ普通法学へ遡行することによって、いずれも大陸法系に属する仏独両法の分岐の態様を詳細かつ具体的に記述するよう努めた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 他の返還訴権へのアプローチ

本研究は、*action de in rem verso* を直接の検討対象としたものの、研究開始当初より他の訴権との弁別が課題として認識された。すなわち、マクロな視点として、フランス利得返還法の全体像を把握する必要に迫られた。他の訴権についての理解は裁判例の検討精度にも影響する。

①この観点から、まずはフランス法上の利得返還制度の一つのモデルであり得たローマ法上の返還訴権、コンディクチオ (*condictio*) について省察を加えた。成果は下記雑誌論文③④に反映されている。そこでは特に、コンディクチオの行使の主たる要件に関わる「原因 (*cause*)」の概念が契約の有効要件である「原因 [=コース] (*cause*)」の概念といかなる関わりを持つのか、が明らかにされた。端的に言えば、少なくとも 17 世紀後半において、原因概念は契約の有効要件のレベルに回収されたものと考えられる。その帰結として、一般的不当利得訴権たり得る「原因欠缺故のコンディクチオ (*condictio sine causa*)」も姿を隠してしまう。ローマ法上のコンディクチオのカタログのうち民法典にそのままの形で保存されたのは、非債弁済のコンディクチオのみであった。

以上の視点は、本研究にとって次のような問いを投げかける。すなわち、一旦はコンディクチオと袂を分かった「原因」概念が 19 世紀の後半に至って *action de in rem verso* とともに再登場するのはなぜか。そして、この「原因」概念が同訴権の適用範囲を狭める役回りを演ずるが、いかなる配慮がそこに見られたのか。この問いとともに、在外研究期間を活用し、フランス・パリ第二大学での研究を遂行した。

②返還法の他方の柱である原状回復 [=狭義の *restitutions*] についても、下記図書①への寄稿に際して、既に得られていた知見を史的観点から再確認した。すなわち、古法時代における法格言「フランスにおいて無効の主張はなんら実現されない (*Voies de nullité n'ont point lieu en France*)」の意義の変遷を検討することで、無効・取消訴権が裁判上の制度とされた史的要因をあぶり出すことができた。古法時代における国王像・裁判官像と

いう問題群にも接続し得ることが明らかとなり、検討は困難を極めたが、本研究にも有益な視角が得られた。

なかでも、取消尚書 (*lettre de rescision*) の制度を機に特殊フランス的な「取消」のカテゴリーが生まれ、行為の覆滅と返還 (*restitutions*) とが一度に行われる制度が形成されたことが重要である。*restitutions* の語が示唆するように、ここで遡行の対象となったローマ法上の制度は、コンディクチオではなく、原状回復 (*in integrum restitutio*) であった。これが、民法典に唯一残された非債弁済のコンディクチオ [=非債弁済返還訴権 (*action en répétition de l'indu*)] の行く末を規定する。すなわち、無効・取消訴権が返還関係から独立して観念されない以上、無効・取消の効果として契約上の債務が事後的に非債化する、という推論は、たしかに存在したにしても、必要とされず、発展せられることがなかった。そのため、非債弁済返還訴権の解釈論は精緻化されることがなく、ましてや、あらゆる不当利得事例に適用可能な一般的コンディクチオの構想は (少なくともオーブリー&ローの登場までは) 見出されなかった。

##### (2) 仏独私法学の邂逅の具体相

以上の二点は、フランス法におけるコンディクチオの不在を意味するかのごとくである。しかし、事情は異なっていた。名称こそ異なるものの、実はコンディクチオは、*action de in rem verso* として再び姿を現すのである。すなわち「*action de in rem verso* のコンディクチオ化」が指摘されなければならない。フランス法とドイツ法との邂逅によって媒介されたのは、この逆説的展開であった。

①本研究の実証性を支えるツァハリエからオーブリー&ローへ至る学説史について、系譜学的分析が施された。成果の全ては公表されていないが、学会発表③④および雑誌論文②に反映が見られる。細部を犠牲にして要約すれば、ツァハリエは、ある人格が有する財の総体を指称する「資産 (*Vermögen, patrimoine*)」概念に省察を加えることで、ドイツ普通法学説における所有権に基づく返還訴権 (*rei vindicatio*) との類比を洗練させ、「価値返還のための対物訴権」として *action de in rem verso* を提示した[Zachariä, *Handbuch des Französischen Civilrechts*, 3 Aufl., Bd.3, 1827, § 576, S. 386 ; V. aussi Aubry et Rau, *Cours de droit civil français, traduit de l'allemand de M. C. S. Zachariae*, 2e éd., t. 4, 1844, § 576, pp. 106-107]。この議論は、とりわけ *action de in rem verso* の第三者効を説明するため展開されたものであった。ツァハリエの学説への影響としては、18 世紀前半のライザー Auguste LEYSER に遡ることができた [Meditationes ad pandectas, V. III, Editio nova,

1778, Sp. CLXVII. *De in rem verso*, Med. I ; V. aussi Berthold Kupisch, *Der Versionsklage. Ihre Entwicklung von der gemeinrechtlichen Theorie des 17. Jahrhunderts bis zum österreichischen Allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuch*, 1965, S. 19, Anm. 13].

しかしながらこの *action de in rem verso* は、ローマの転用物訴権とは大きく異なっている。転用物訴権は、個別の物が、損失者にとって不意打ち的に、中間者を通じて何者かの利得とされた場合に許容される。利得の帰属先＝請求の相手方の元での形態〔現物か価値か〕は問われないものの、あくまで物が思考軸を成し、三者のアクターが作り出す構造を通じて利得者の許に利得が移ったこと〔=*verso* の語が示唆する「転用」としての利得移転〕が、この訴権の正統性を支え、損失者による第三者追求を許す。

これに対してツァハリエは個別の物の現実支配から離れた「資産上の所有権」の考え方に依拠する。これにより、財の総体が数額として把握される。その結果、利得・損失は利得者と損失者の資産の差引勘定から導かれることとなり、当該利得・損失の経路〔中間に介在者がいたか否か〕、利得の現在の形態〔現物か否か〕等は問われなくなる。そもそもツァハリエにおいて *action de in rem verso* は *rei vindicatio* であって、利得の本来的帰属先への帰属を実現するにすぎない。訴権を支える構造は、所有者と占有者が形成する単純な二項構造を指示する。他方、「資産上の」所有権である以上、元来現物の取戻しを含意していない。この点は、*rei vindicatio* が本来前提とする現物の把握から離れて、利得それ自体を価値として俎上に載せることを可能とした。

②オーブリー&ローはいかなる解釈でツァハリエの理解を塗り替えたのであろうか。概説書は第3版以降兩名自身のそれへと変貌する。とりわけ第4版において、明確な定式化に達した。彼らは、同訴権をローマの原像に忠実に「対人訴権」とする一方で、17世紀に袂を分かった原因概念と再接合せた〔Aubry et Rau, *Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae*, 4e éd., t.6, 1873, § 578, p. 246〕。

ツァハリエとの関係では以下二点のねじれを指摘することができる。第一に、対物／対人という訴権の性質について真っ向から対立する見解を提示するものの、そこに見られる訴権を支える構造は実はまったく同一であることに注意しなければならない。「資産」概念および「資産上の所有権」概念を受け継いだことから、財の数额的把握、そしてその延長上に位置づけられる二者間の単純な構造の指示の点で、両者に違いはない。異なるのは、現物ではなく価値の返還を求め

る点で既にこの訴権は *rei vindicatio* であることをやめている、という点である。明示的には語られないものの、ここには、「コンディクチオは *rei vindicatio* の代替物である」という伝統的理解〔Friedrich Carl von Savigny, *System des heutigen Römischen Rechts*, Bd. 5, 1841, Beylage XIV. Die Conditionen. S. 503 ff.; 拙稿「フランス法における返還請求の諸法理(1)」法協126巻3号463頁以下〕が潜んでいるものと考えられる。この「*rei vindicatio* とコンディクチオとの排他的関係」を想定し得るならば、ツァハリエに対して *rei vindicatio* であることを否定するその筆致から、オーブリー&ローにおいて、*action de in rem verso* は、コンディクチオとして、あるいは少なくともそれに類比されて、観念されている、と分析することができる。

さらに第二に、この「*action de in rem verso* のコンディクチオ化」という見立てにとつて、「資産間の利得移動に原因がないこと」を *action de in rem verso* 要件として付加した点が決定的な意義を帯びる。既述のとおり、フランス法において「原因欠缺故のコンディクチオ」は原因概念の契約法への融解とともに一旦姿を消していた。実はオーブリー&ローは、*action de in rem verso* とは別に、第4版以降、コンディクチオのカタログを十全に備えている。ツァハリエにも見られないこの点は、彼らのコンディクチオへの関心を強く傍証する。他方、より説得的な論拠として、彼らが *action de in rem verso* を対人訴権としたことで、ツァハリエが意図した第三者への利得追求の容認が否定されたことが挙げられる。この「追求の遮断」の含意は、*action de in rem verso* を否定する原因概念によってより強力に達成可能である。契約であれ贈与意思であれ利得・損失を支える事由が存在する場合には、二者間であっても利得は追求されない。外形的な資産間の利得の移動のみを要件とするツァハリエ型＝ドイツ普通法型の *action de in rem verso* はもはや承認されていない。それは実質の上コンディクチオである。

### (3) 判例法の検討

「*action de in rem verso* のコンディクチオ化」というテーゼの説得性は裁判例の検討精度にかかると作業は難航したものの事案との共鳴が見出された。*action de in rem verso* は、生成過程においては、三者間の不当利得の事例で多く援用された。当初は、利得返還債務を発生させ得る事由として事務管理を措定するなど、既存の制度の参照による問題解決が図られていた。しかしながら、実定法上の訴権ではなし得ない利得追求が「不当利得の観念」〔＝法格言「何人も他人の犠牲において利得することはできない (Nul ne peut s'enrichir au dépens d'autrui)」によって指示さ

れる」]によって可能とされる。援用される論拠は実定法を越えた「衡平 (équité)」であった。

他方、事案の検討からは、次の特徴を指摘することができる。第一に、資産概念にも見られる現物志向からの脱却が対物的な利得追求を断念させる場面で、他の方途による優先弁済の希求が表面化するという事情があった。この要請は先取特権の事例に典型的に見られるが、*action de in rem verso* を通じても実現可能であった。第二に、法的には指示されない事実上の利得の帰属先への請求の必要性が感じられた。契約の相手方が支払不能状態にあるものの、当該契約の受益者が他に存在するならば、この受益者への訴権が許容されるのではないか。代理関係が成立しない場合について、事務管理の法理を借用しながら *action de in rem verso* を認めることが模索されていた。

方向を異にする二要素がツァハリエに言う資産間の利得の移動のみに着目する *action de in rem verso* の下では同居し得た。しかしながら、20世紀初頭に既存の実定法規範との軋轢 [とりわけ債権者平等原則との抵触] から両要素ともに否定される。これを理論的に支えたのが上記「コンディクチオ化」の学説であった。

これを後押ししたのはその3年前に下された通称「アラザ判決」[Req., 11 juillet 1889, S. 1890, 1, 97] に付された評釈であった。当時の評釈学派 (arrétistes) の代表的人物であったラベ (Joseph Emile LABBÉ) は、有力な学説であった「事務管理の亜種としての *action de in rem verso*」という理解を退け、オーブリー & ローの学説を採用すべきこと、さらに、原因概念を要件としてこの訴権による実定法秩序の混乱を避けるべきことを明示的に主張していた。

1892年のブーディエ判決はこの主張の勝利を意味し得た。事案がローマの転用物訴権のそれに類似していることから明らかのように、所有権者と中間者である賃借人との間の賃貸借契約が「原因」として機能し、巻き戻しによる利得を正当化し得る。賃料不払いが解約の理由であれば、なおさら利得に不当性は存しない。この意味で、ブーディエ判決の事案は、*action de in rem verso* のその後にとって試金石となるべきものであった。

破毀院はもっぱら「衡平」のみに依拠して特段の要件を付さずにこの訴権を承認した。これに対してラベは、原因要件の重要性を再度評釈の中で主張している。その後の破毀院判決は動揺し、むしろ原因概念を拠り所として三者間の利得追求を承認するという逆説的展開が見られた。しかしながら、実定法上、利得・損失の根拠を語り得る場合、例えば、利得が契約に基づきその対価が合意さ

れているような場合、原因は存在し、*action de in rem verso* の適用は否定される。こうして *action de in rem verso* は、原因概念との接合によって元来期待された役割を否定されてしまったのである。これは「*action de in rem verso* のコンディクチオ化」の論理的帰結であった。

#### (4) 現代利得返還法への視座

①本研究課題とは対象を異にするが、在仏研究期間中、仏独の研究者との意見交換の中から、また、新たに公刊された重要な論考 [Frédéric Rouvière, *L'évaluation des restitutions après annulation ou résolution de la vente*, *RTD civ.* 2009, pp.617 et s.] から、現代における原状回復 [=狭義の *restitutions*] に対して複数のアプローチ [一般理論の構築か、典型的考察か] が採られ得ることを学んだ。もっとも、一般的かつ適用領域の広い不当利得制度を持たない法体系における類型論の意義と、独日等における統一的要件で多様な事案を規律する夢に破れた後の類型論の意義は異なり得る。*action de in rem verso* についての本研究の分析との連結・対比が今後の課題となる。

②他方、*action de in rem verso* について、この訴権をめぐるその後の展開を追い、その役割を明らかにすることに努めた。第一に、この訴権は他の訴権との関係で補充的な地位に置かれる。言い換えれば他に援用し得る訴権がある場合には、その適用が排される。例えば契約に基づく請求が要件の不充足によって援用され得ない場合に、*action de in rem verso* によって満足を得ることは認められない。これが認められれば契約による当事者間の取り決めが意味をなさなくなる。「利得・損失の原因の欠如」という要件とも重複し得るが、この要件も、制度生成当初の広範な適用範囲を狭める役割を果たした。

第二に、*action de in rem verso* による返還の対象は、利得者が得た利益と損失者が失った利益のうち、より少ない方に限定される [「二重の上限 (double plafond)」。]。利得者の善意・悪意が利得の範囲を決するわが国の不当利得法とは大きく異なる点である。返還範囲に関するこの規律も、他の訴権に比べて得られる満足が低減される点で、当事者に他の訴権を用いるよう促すことが意図されている。第一に挙げた「要件としての補充性」が法的なそれであるとすれば、この補充性は「事実上の補充性」と表現することができる。

第三に、*action de in rem verso* がその出自において「衡平」という法外の根拠に基づかしめられていたことを反映して、訴権の行使に対して道徳的な制約が課される。各種の要件が充足されてもなお、請求者に満足を得させることが望ましくない場合について、破毀院は、利得者に過失 (faute) があったとして

請求を否定した[Civ. 1re, 22 octobre 1974, Bull. civ. I, n° 272. 背信的な資金移動に関与した公証人が、この行為が露見した後に、そこから派生した損失を請求した事案]。通常は不法行為責任について語られる過失の概念が、まったく出自を異にする *action de in rem verso* について語られている。判例を仔細に分析すると、ここでの過失概念の借用はいわば苦肉の策であり、実質的には、衡平によって救済されるに値しない損失について *action de in rem verso* による返還を否定することが前提とされていたと理解することができた。

以上に列挙した現代フランス法上の *action de in rem verso* の特性は、いずれもが、この訴権が実定法秩序と本来的には相容れないことを示唆している。*action de in rem verso* は明らかにマージナルな存在であり、実定法が救済を予定していない法主体に衡平が手を差し伸べることを助けるにすぎない。あるいは、この訴権は「問題発見型」の訴権であり、実定法の欠缺を明るみに出す、と表現することもできよう。実際、*action de in rem verso* を生成させた 1892 年判決の事案において救済されたのは、民法典上の先取特権を享受できなかった化学肥料業者であった。事案自体が、19 世紀末葉における農業技術の革新を背景としており、当時における民法典の機能不全を指摘できる。また、近年では、家族法上の保護を受けられない内縁のパートナーが、相手方の事業に無報酬で奉仕していた場合について、内縁解消後の労働の対価の請求が *action de in rem verso* によって認められる事案が多く見られる。他にも、破産法秩序において一般債権者の地位に甘んじるべき者が、破産者の財産を通じて他の債権者に特別の受益をもたらした場合に、前者から後者への請求を認める事案がある。いずれについても、「*action de in rem verso* は、実定法秩序によっては考慮されない損失を、当事者の特殊な地位を鑑みて填補する」と言語化することができる。*action de in rem verso* は、法における「衡平」の機能を理論的に解明するよすがとも成り得るであろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 齋藤哲志「〈立法紹介〉親子——親子関係制度改正に関する二〇〇五年七月四日のオールドナンス第七五九号を追認し親子関係に関する諸規定を改廃する二〇〇九年一月一六日の法律第六一号」日仏法学 26 号、2011 年 7 月刊行予定、査読無
- ② 齋藤哲志「フランス法における返還請求

の諸法理」比較法研究 71 号、214-214 頁、2010 年、査読有

- ③ 齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理 — 原状回復と不当利得 — (3)」法学協会雑誌 126 巻 11 号、2171-2203 頁、2009 年、査読有
- ④ 齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理 — 原状回復と不当利得 — (2)」法学協会雑誌 126 巻 5 号、1049-1090 頁、2009 年、査読有

[学会発表] (計 4 件)

- ① ニコラ・モルフェシス、齋藤哲志 (訳)「フランス私法における法源の主たる傾向」日仏法学会(北海道大学法学研究科 GCOE 共催)、2010 年 9 月 14 日、東京大学法学部
- ② ソラヤ・アムラニ=メキ、齋藤哲志 (訳)「訴訟法における効率性——検出困難な概念——」北海道大学法学研究科 GCOE 国際ワークショップ『効率性と法』、2009 年 7 月 4 日、北海道大学法学部
- ③ 齋藤哲志「フランス法における返還請求の諸法理」第 72 回比較法学会総会個別報告、2009 年 6 月 6 日、神奈川大学法学部
- ④ 齋藤哲志「フランス不当利得法に関する一考察」北海道大学民事法研究会、2009 年 5 月 22 日、北海道大学法学部

[図書] (計 2 件)

- ① 齋藤哲志「フランス古法時代の一法格言に関する覚書——取消 (rescission) / 原状回復 (restitution en entier) をめぐって」長谷川晃(編)『異法融合の秩序学—(法のクレオール) 序説—』(仮題)北海道大学出版会、2011 年 12 月刊行予定
- ② ソラヤ・アムラニ=メキ、齋藤哲志 (訳)「訴訟法における効率性——検出困難な概念——」吉田克己、ムスタファ・メキ(編)『効率性と法、損害概念の変容』有斐閣、165-225 頁、2010 年

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

齋藤 哲志 (SAITO TETSUSHI)  
北海道大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：50401013

### (2) 研究分担者 なし

### (3) 連携研究者 なし